

運 免 第 2 3 7 号
令 和 6 年 6 月 4 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

「運転免許関係事務取扱要領」の制定について

道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び青森県道路交通規則（平成10年
9月青森県公安委員会規則第7号）に基づき、運転免許に関する事務の取扱いについ
て必要な事項を定めることを目的として、「運転免許関係事務取扱要領」を定め、運
用の適正化を図るものである。

「運転免許関係事務取扱要領」は、

- 免許事務の取扱内容
 - 運転免許センターのみで行う免許事務
 - 県内の免許業務関連施設において行う免許事務
- 等について定めている。

担当：運転免許課免許係